

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2018年9月27日
【発行者の名称】	株式会社global bridge HOLDINGS
【代表者の役職氏名】	代表取締役 貞松 成
【本店の所在の場所】	東京都墨田区錦糸一丁目2番1号
【電話番号】	03-6284-1607（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 樽見 伸二
【担当J-Adviserの名称】	株式会社 OKINAWA J-Adviser
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 高山 征嗣
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	沖縄県名護市字豊原224番地3
【電話番号】	098-851-4130
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	http://ojad.jp/ja/services/company.html
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社global bridge HOLDINGS http://globalbridge-hd.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期中	第4期中	第2期	第3期
会計期間	自 2017年1月1日 至 2017年6月30日	自 2018年1月1日 至 2018年6月30日	自 2016年1月1日 至 2016年12月31日	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日
売上高 (千円)	1,184,901	1,733,109	1,594,023	2,595,841
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	69,566	63,574	△14,320	34,656
親会社株主に帰属する中間純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	37,763	16,223	△28,068	△11,651
中間包括利益又は包括利益 (千円)	37,763	16,223	△28,068	△11,651
資本金 (千円)	100,000	50,000	100,000	105,875
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,206,800	2,000,000	2,206,800
純資産額 (千円)	1,019,282	1,123,161	981,519	1,095,117
総資産額 (千円)	2,960,658	4,343,456	2,708,888	3,719,204
1株当たり純資産額 (円)	502.77	493.70	483.89	486.35
1株当たり配当額 (1株当たり中 間配当額) (円)	—	—	—	—
1株当たり中間純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	18.88	7.35	△14.03	△5.62
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	7.34	—	—
自己資本比率 (%)	34.0	25.1	35.7	28.9
自己資本利益率 (%)	3.83	1.5	—	—
株価収益率 (倍)	—	70.5	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	177,494	369,348	192,527	100,754
投資活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	△420,001	△587,842	△533,226	△891,922
財務活動によるキャッシュ・フロ ー (千円)	3,859	306,977	511,151	730,683
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	945,979	1,212,626	1,184,627	1,124,143
従業員数 (名) (ほか、平均臨時雇用者数)	389 (211)	551 (245)	257 (180)	394 (233)

(注) 1. 当社は、第3期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第2期の中間連結財務諸表は記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第2期及び第3期中においては当社株式は非上場株式であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第3期については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第2期及び第3期中においては当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第3期については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、株価収益率を記載しておりません。
5. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 第2期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、また、第3期の連結財務諸表並びに第3期中及び第4期中の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。
7. 自己資本利益率については、第2期及び第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員（中間期については中間連結会計期間の平均人員）を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社は、2018年7月2日開催の取締役会において、株式会社東京ライフケアの発行済株式を取得し、子会社化することについて決議しております。また、2018年7月31日に同社株式を取得しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年6月30日現在

セグメント名称	従業員数(名)
保育事業	455 (176)
介護事業	60 (58)
I C T事業	7 (3)
報告セグメント計	522 (237)
全社（共通）	29 (8)
合計	551 (245)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門等に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

2018年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29(8)	42.0	1.0	4,503

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均勤続年数は2015年11月の当社設立以前における当社グループ在籍期間を含めておりません。

3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

4. 当社は、純粋持株会社であるため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、政府による経済政策を背景に雇用情勢に改善が見られるなか、緩やかな基調で推移しました。

この情勢の中、少子高齢化社会に対応するため政府が中心となり、女性やさまざまな年齢層の人材が自らの希望に応じて活躍できる一億総活躍社会の実現へ向けて、働き方改革と生産性向上のための諸施策が取り組まれております。この一億総活躍社会実現の取組みの一つとして、子育て・介護の環境整備が進められており、かつ、子育て・介護分野における効率化のためのICT化推進の取り組みが行われております。

このような状況において、当社グループは少子高齢化社会への取り組みに貢献すべく、保育・介護事業における新規施設の開設と、ICT事業における効率化支援の拡大に取り組んでまいりました。当中間連結会計期間における新規施設の内訳と運営施設の数は下記のとおりです。

・保育事業 (新規施設一覧)

施設	名称	自治体	入所定員(名)	開園日
認可保育園	あい・あい保育園 西日暮里一丁目園	東京都荒川区	50	2018年4月1日
認可保育園	あい・あい保育園 北国分園	千葉県市川市	30	2018年6月1日
認可保育園	あい・あい保育園 西白井園	千葉県白井市	60	2018年4月1日
認可保育園	あい・あい保育園 四街道めいわ園	千葉県四街道市	60	2018年4月1日
小規模保育施設	あい・あい保育園 新鎌ヶ谷園	千葉県鎌ヶ谷市	19	2018年4月1日
認可保育園	あい・あい保育園 高殿園	大阪府大阪市	72	2018年4月1日
認可保育園	あい・あい保育園 新深江園	大阪府大阪市	80	2018年4月1日

(運営施設数の推移)

	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 6月末
認可保育園	0	0	5	13	23	29
小規模保育施設	0	7	7	7	7	8
認定・認証保育園等	2	2	3	1	0	0
その他(受託・認可外)	5	6	4	3	1	1
合計	7	15	19	24	31	38

・介護事業 (新規施設一覧)

施設	名称	自治体	入所定員(名)	開園日
放課後等 デイサービス	にじ 四街道めいわ	千葉県四街道市	10	2018年4月1日
放課後等 デイサービス	にじ 花見川	千葉県千葉市	10	2018年4月1日
放課後等 デイサービス	にじ 高殿	大阪府大阪市	10	2018年4月1日

(運営施設数の推移)

	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2016年 12月期	2017年 12月期	2018年 6月末
放課後等デイサービス	0	2	4	6	7	10
生活介護	0	0	0	1	2	2
通所介護	6	2	2	2	2	2
児童発達支援	0	0	0	1	2	2
合計	6	4	6	10	13	16

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,733,109千円（前年同期比46.3%増）、営業損失は253,633千円（前年同期は営業損失114,876千円）、経常利益は63,574千円（前年同期比8.6%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は16,223千円（同57.0%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

①保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は1,474,201千円（前年同期比52.6%増）、セグメント利益は115,957千円（同45.2%増）となりました。

②介護事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は186,820千円（前年同期比20.1%増）、セグメント損失は43,931千円（前年同期はセグメント損失18,876千円）となりました。

③ICT事業

保育園運営管理システムの新規契約件数が順調に推移したことにより売上高は47,068千円（前年同期比37.2%増）となる一方で、無料キャンペーン等の販促費用を拡充したことにより、セグメント利益は8,244千円（同44.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は1,212,626千円（前期末比88,482千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は369,348千円（前年同期比191,854千円増）となりました。これは主に認可保育園の新規開設に対する自治体からの設備補助金の受取額295,588千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は587,842千円（同167,841千円増）となりました。これは主に認可保育園等の新規開設に関する有形固定資産の取得による支出457,301千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は306,977千円（同303,118千円増）となりました。これは、長期借入れによる収入430,000千円による一方、長期借入金の返済による支出123,023千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当社グループは、仕入販売を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
保育事業	1,474,201	52.6
介護事業	186,820	20.1
ICT事業	47,068	37.2
報告セグメント計	1,708,090	47.8
その他	25,018	△13.4
合計	1,733,109	46.3

(注) 1. セグメント間の取引は含まれておりません。

2. 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前中間連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)		当中間連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
大阪府大阪市	181,776	15.3	286,915	16.6
千葉県船橋市	140,366	11.8	209,935	12.1
東京都豊島区	124,388	10.5	139,465	8.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当連結会社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に重要な変更及び新たに生じた課題等はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

総資産は4,343,456千円（前期末比624,251千円増）となりました。

流動資産につきましては1,543,285千円（同4,764千円増）となりました。これは主に、売上高の増加に伴う売掛金の増加35,542千円及び新規借入による現金及び預金の増加88,783千円、設備補助金の入金等に伴う未収入金の減少118,286千円によるものです。

固定資産につきましては2,799,736千円（同619,588千円増）となりました。これは主に、認可保育園等の新規開設による有形固定資産の増加461,061千円及び敷金及び保証金の増加31,954千円等によるものです。

(負債の部)

総負債は3,220,295千円（同596,207千円増）となりました。

流動負債につきましては1,002,994千円（同276,319千円増）となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の増加26,043千円及び企業規模拡大に伴う未払法人税等の増加18,897千円、賞与引当金の増加80,551千円等によるものです。

固定負債につきましては、2,217,300千円（同319,888千円増）となりました。これは主に、新規の認可保育園等の設備投資資金を借り入れにより調達したことによる長期借入金の増加280,934千円等によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては1,123,161千円（同28,043千円増）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加16,223千円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備計画の完了

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりです。

子会社（株式会社global bridge）

前連結会計年度末に計画しておりました保育施設、介護施設の新規開設が予定通り完了しております。新たに開設した施設は次のとおりです。

施設名	セグメントの名称	設備の内容	完了年月	完成後の増加能力
あい・あい保育園 西日暮里一丁目園	保育事業	認可保育園 事業用設備	2018年4月1日	定員 50名
あい・あい保育園 北国分園	保育事業	認可保育園 事業用設備	2018年6月1日	定員 30名
あい・あい保育園 西白井園	保育事業	認可保育園 事業用設備	2018年4月1日	定員 60名
あい・あい保育園 四街道めいわ園	保育事業	認可保育園 事業用設備	2018年4月1日	定員 60名
あい・あい保育園 新鎌ヶ谷園	保育事業	小規模保育園等 事業用設備	2018年4月1日	定員 19名
あい・あい保育園 高殿園	保育事業	認可保育園 事業用設備	2018年4月1日	定員 72名
あい・あい保育園 新深江園	保育事業	認可保育園 事業用設備	2018年4月1日	定員 80名
にじ 四街道めいわ	介護事業	放課後等デイサー ビス 事業用設備	2018年4月1日	定員 10名
にじ 花見川	介護事業	放課後等デイサー ビス 事業用設備	2018年4月1日	定員 10名
にじ 高殿	介護事業	放課後等デイサー ビス 事業用設備	2018年4月1日	定員 10名

(2)重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりです。

子会社（株式会社global bridge）

施設名	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
認可保育園 (千葉県 3 施設)	保育事業	認可保育園 事業用設備	228,326	40,208	自己資金及 び借入金	2018年 2月	2019年 3月	定員 150名
認可保育園 (東京都 1 施設)	保育事業	認可保育園 事業用設備	98,740	1,620	自己資金及 び借入金	2018年 5月	2019年 3月	定員 70名

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2018年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2018年9月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,793,200	2,206,800	2,206,800	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,793,200	2,206,800	2,206,800	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権（2015年12月21日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2018年6月30日)	公表日の前月末現在 (2018年8月31日)
新株予約権の数（個）	73,309 (注) 3	73,309 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	73,309 (注) 3	73,309 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	同左
新株予約権の行使期間	自 2017年12月22日 至 2025年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数です。

第3回新株予約権（2016年12月16日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2018年6月30日)	公表日の前月末現在 (2018年8月31日)
新株予約権の数（個）	19,361 (注) 3	19,361 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,361 (注) 3	19,361 (注) 3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年12月17日 至 2025年12月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に 譲渡する場合には、当社 取締役会の承認を要するも のとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

2. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧新株予約権の取得条項
 - 本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - ⑨新株予約権の行使条件
 - 本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数です。

第4回新株予約権（2017年12月11日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2018年6月30日)	公表日の前月末現在 (2018年8月31日)
新株予約権の数（個）	1,400 (注) 1	1,400 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	140,000 (注) 1	140,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	518 (注) 2	同左 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年12月26日 至 2021年12月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 518 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100個であります。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨ 新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第5回新株予約権（2017年12月11日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2018年6月30日)	公表日の前月末現在 (2018年8月31日)
新株予約権の数（個）	2,500 (注) 1	2,500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	250,000 (注) 1	250,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	518 (注) 2	同左 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年12月12日 至 2027年12月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 518 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100個であります。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（a）記載の資本金等増加限度額から上記（a）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨ 新株予約権の行使条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【MSCBの行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年4月16日 (注) 1	—	2,206,800	△55,875	50,000	—	58,573

(注) 1. 2018年3月28日の臨時株主総会の決議に基づき、資本金を減少させ、その他資本剰余金への振替を行っております。

(6) 【大株主の状況】

2018年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(株)アニヴェルセルHOLDINGS	東京都港区北青山三丁目5番25号	1,064,550	48.24
青木 拓憲	東京都渋谷区	599,900	27.18
social investment(株)	東京都墨田区向島五丁目31番2号	315,000	14.27
貞松 成	東京都墨田区	206,800	9.37
SMBCベンチャーキャピタル(株)	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	20,550	0.93
合計	—	2,206,800	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,206,700	22,067	—
単元未満株式	100	—	—
発行済株式総数	2,206,800	—	—
総株主の議決権	—	22,067	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しております。
2. 2018年1月から2018年6月まで、売買実績がありません。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	管理部長	市村 浩子	2018年8月1日※

※：同日付で、当社の内部監査人に就任しております。

(2) 異動後の役員 の 男 女 別 人 数 及 び 女 性 の 比 率

男性7名 女性0名 （役員のうち女性の比率0%）

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2018年1月1日から2018年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,131,019	1,219,803
売掛金	190,082	225,625
未収入金	129,064	10,777
その他	88,546	87,259
貸倒引当金	△191	△179
流動資産合計	1,538,521	1,543,285
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,345,355	1,880,761
減価償却累計額	△116,354	△161,699
建物及び構築物（純額）	1,229,000	1,719,062
機械及び装置	60,763	77,404
減価償却累計額	△6,618	△10,615
機械及び装置（純額）	54,145	66,788
車両運搬具	37,614	50,169
減価償却累計額	△22,045	△28,914
車両運搬具（純額）	15,568	21,255
建設仮勘定	177,550	100,308
その他	45,163	79,346
減価償却累計額	△7,078	△11,348
その他（純額）	38,085	67,997
有形固定資産合計	1,514,350	1,975,412
無形固定資産		
のれん	222,778	208,854
その他	45,325	121,536
無形固定資産合計	268,103	330,391
投資その他の資産		
投資有価証券	2,000	1,000
長期貸付金	101,372	129,611
敷金及び保証金	191,096	223,050
その他	103,225	140,271
投資その他の資産合計	397,694	493,933
固定資産合計	2,180,148	2,799,736
繰延資産		
株式交付費	534	434
繰延資産合計	534	434
資産合計	3,719,204	4,343,456

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	24,000	24,000
1年内返済予定の長期借入金	253,784	279,827
未払法人税等	26,414	45,311
賞与引当金	26,122	106,673
その他	396,354	547,183
流動負債合計	726,675	1,002,994
固定負債		
長期借入金	1,728,074	2,009,008
繰延税金負債	36,730	37,890
預り保証金	6,380	6,380
退職給付に係る負債	2,627	3,361
資産除去債務	120,134	157,948
その他	3,465	2,711
固定負債合計	1,897,412	2,217,300
負債合計	2,624,087	3,220,295
純資産の部		
株主資本		
資本金	105,875	50,000
資本剰余金	1,011,272	1,067,147
利益剰余金	△43,880	△27,656
株主資本合計	1,073,267	1,089,491
新株予約権	21,850	33,670
純資産合計	1,095,117	1,123,161
負債純資産合計	3,719,204	4,343,456

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
売上高	1,184,901	1,733,109
売上原価	1,027,685	1,602,269
売上総利益	157,216	130,839
販売費及び一般管理費	※1 272,093	※1 384,473
営業損失(△)	△114,876	△253,633
営業外収益		
受取利息	136	396
設備補助金収入	184,566	325,587
その他	7,612	6,059
営業外収益合計	192,315	332,044
営業外費用		
支払利息	6,883	8,459
雑損失	989	6,275
その他	—	100
営業外費用合計	7,872	14,835
経常利益	69,566	63,574
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 1,944
特別利益合計	—	1,944
特別損失		
固定資産売却損	※3 296	※3 1,544
固定資産除却損	※4 589	※4 38
特別損失合計	886	1,583
税金等調整前中間純利益	68,680	63,935
法人税、住民税及び事業税	30,804	46,551
法人税等調整額	112	1,160
法人税等合計	30,917	47,711
中間純利益	37,763	16,223
親会社株主に帰属する中間純利益	37,763	16,223

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
中間純利益	37,763	16,223
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
中間包括利益	37,763	16,223
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	37,763	16,223

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2017年1月1日 至 2017年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100,000	900,000	△32,228	967,771
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			37,763	37,763
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—
当中間期変動額合計	—	—	37,763	37,763
当中間期末残高	100,000	900,000	5,534	1,005,534

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	13,747	981,519
当中間期変動額		
親会社株主に帰属する中間純利益		37,763
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		—
当中間期変動額合計	—	37,763
当中間期末残高	13,747	1,019,282

当中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	105,875	1,011,272	△43,880	1,073,267
当中間期変動額				
減資	△55,875	55,875		—
親会社株主に帰属する中間純利益			16,223	16,223
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				—
当中間期変動額合計	△55,875	55,875	16,223	16,223
当中間期末残高	50,000	1,067,147	△27,656	1,089,491

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	21,850	1,095,117
当中間期変動額		
減資		—
親会社株主に帰属する中間純利益		16,223
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	11,820	11,820
当中間期変動額合計	11,820	28,043
当中間期末残高	33,670	1,123,161

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年 6月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年 1月 1日 至 2018年 6月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間当期純利益	68,680	63,935
減価償却費	42,223	74,819
株式報酬費用	—	11,820
のれん償却費	13,923	13,923
固定資産売却益	—	△1,944
設備補助金収入	△184,566	△325,587
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△8	△11
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,583	80,551
受取利息及び受取配当金	△136	△397
支払利息	6,883	8,459
固定資産売却損	296	1,544
固定資産除却損	589	38
売上債権の増減額 (△は増加)	△39,290	△35,471
未払金の増減額 (△は減少)	9,081	62,701
前受金の増減額 (△は減少)	9,069	54,617
前受収益の増減額 (△は減少)	102,507	△356
その他	△26,666	100,736
小計	9,170	109,379
利息及び配当金の受取額	136	397
利息の支払額	△6,770	△8,362
法人税等の支払額	△9,610	△27,654
設備補助金の受取額	184,566	295,588
営業活動によるキャッシュ・フロー	177,494	369,348
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△325,706	△457,301
有形固定資産の売却による収入	331	1,944
無形固定資産の取得による支出	△19,349	△81,610
長期貸付けによる支出	△15,212	△31,286
長期前払費用の増加による支出	△4,086	△7,256
差入保証金の差入による支出	△52,421	△32,849
保険積立金の積立による支出	△5,352	△1,167
その他	1,795	21,683
投資活動によるキャッシュ・フロー	△420,001	△587,842
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	101,000	430,000
長期借入金の返済による支出	△97,141	△123,023
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,859	306,977
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△238,648	88,482
現金及び現金同等物の期首残高	1,184,627	1,124,143
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 945,979	※1 1,212,626

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社global bridge

株式会社social solutions

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物 3～22年

機械及び装置 8年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金

③ ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について変動金利によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(7)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当中間連結会計期間の負担すべき期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

②税金費用の計算

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、重要な加減算項目や税額控除項目を考慮して税金費用を算定しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
役員報酬	32,140千円	36,800千円
給料及び手当	69,477	81,709
退職給付費用	532	733
支払手数料	28,800	37,011
租税公課	43,556	60,030

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
車両運搬具	—	1,944千円
計	—	1,944

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
車両運搬具	296千円	1,544千円
計	296	1,544

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
建物及び構築物	102千円	—千円
車両運搬具	487	—
その他	—	38
計	589	38

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度 期首株式数 (株)	前中間連結会計 期間増加株式数 (株)	前中間連結会計 期間減少株式数 (株)	前中間連結会計期 間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				前中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			前連結会計 年度期首	増加	減少	前中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約 権	—	—	—	—	—	13,747
合計		—	—	—	—	—	13,747

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当中間連結会計 期間増加株式数 （株）	当中間連結会計 期間減少株式数 （株）	当中間連結会計期 間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,206,800	—	—	2,206,800
合計	2,206,800	—	—	2,206,800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残高（千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての新株予約 権	—	—	—	—	—	33,670
合計		—	—	—	—	—	33,670

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
現金及び預金	952,556千円	1,219,803千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△6,576	△7,177
現金及び現金同等物	945,979	1,212,626

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (2017年6月30日)
1年内	46,727
1年超	167,747
合計	214,475

当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
1年内	51,146
1年超	398,593
合計	449,739

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2017年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,131,019	1,131,019	—
(2)売掛金	190,082		
貸倒引当金(*1)	△191		
	189,891	189,891	—
(3)敷金及び保証金	191,096	185,834	△5,262
資産計	1,512,007	1,506,745	△5,262
(1)長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	1,981,858	1,972,738	△9,119
負債計	1,981,858	1,972,738	△9,119
デリバティブ取引	—	—	—

(*1)売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております(上記負債(1)参照)。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2017年12月31日)
非上場株式	2,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

当中間連結会計期間（2018年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	1,219,803	1,219,803	—
(2)売掛金 貸倒引当金(*1)	225,625 △179		
	225,445	225,445	—
(3)敷金及び保証金	223,050	217,032	△6,018
資産計	1,668,299	1,662,280	△6,018
(1)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,288,835	2,271,626	△17,208
負債計	2,288,835	2,271,626	△17,208
デリバティブ取引	—	—	—

(*1)売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております（上記負債(1)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（2017年12月31日）

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	159,080	115,580	(注)
合計			159,080	115,580	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2018年6月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価(千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	137,330	93,830	(注)
合計			137,330	93,830	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
期首残高	75,673千円	120,134千円
有形固定資産の取得による増加額	45,294	37,313
時の経過による調整額	725	500
資産除去債務の履行による減少額	△1,558	—
中間期末(期末)残高	120,134	157,948

(ストック・オプション関係)

ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
売上原価	—	—
販売費及び一般管理費	—	11,820

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、役務の提供先、損益管理単位別に事業部等を置き、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、事業部等を基礎とした、役務の提供先、損益管理単位別の事業セグメントから構成されており、「保育事業」、「介護事業」及び「ICT事業」の3つの報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

- ① 保育事業 直営保育施設の運営
- ② 介護事業 放課後等デイサービス・通所介護施設等の運営
- ③ ICT事業 保育園運営管理システムの販売等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務諸表計上額(注) 3
	保育事業	介護事業	ICT事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	966,088	155,598	34,307	1,155,995	28,906	1,184,901	-	1,184,901
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	9,922	9,922	-	9,922	△9,922	-
計	966,088	155,598	44,230	1,165,918	28,906	1,194,824	△9,922	1,184,901
セグメント利益又は損失(△)	79,849	△18,876	14,827	75,801	10,720	86,521	△201,398	△114,876
セグメント資産	1,928,435	192,263	194,131	2,314,830	20,445	2,335,275	625,382	2,960,658
その他の項目								
減価償却費	28,684	8,778	3,669	41,132	-	41,132	1,091	42,223
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	298,805	64,816	24,451	388,073	578	388,652	30,801	419,454

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等を含んでおります。
2. 調整額は、次のとおりです。
セグメント利益又は損失(△)の調整額△201,398千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用等です。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費です。
3. セグメント資産の調整額625,382千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産です。主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金等です。
4. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結財 務諸表計上 額(注)3
	保育事業	介護事業	I C T事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	1,474,201	186,820	47,068	1,708,090	25,018	1,733,109		1,733,109
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	14,431	14,431	—	14,431	△14,431	—
計	1,474,201	186,820	61,500	1,722,521	25,018	1,747,540	△14,431	1,733,109
セグメント利益 又は損失(△)	115,957	△43,931	8,244	80,270	13,056	93,326	△346,960	△253,633
セグメント資産	2,734,172	266,758	188,093	3,189,023	16,938	3,205,962	1,137,493	4,343,456
その他の項目								
減価償却費	49,265	11,994	11,204	72,464	57	72,521	2,297	74,819
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	436,413	79,549	95,852	611,816	—	611,816	5,790	617,606

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりです。

セグメント利益又は損失(△)の調整額△346,960千円は、主に各報告セグメントに配分できない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費です。

3. セグメント資産の調整額1,137,493千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産です。主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金等です。

4. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪府大阪市	181,776	保育事業、介護事業
千葉県船橋市	140,366	保育事業
東京都豊島区	124,388	保育事業

当中間連結会計期間(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪府大阪市	286,915	保育事業、介護事業
千葉県船橋市	209,935	保育事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

(単位：千円)

	保育事業	介護事業	I C T事業	その他	全社・消去 (注)	合計
当中間期償却額	—	—	—	—	13,923	13,923
当中間期末残高	—	—	—	—	236,701	236,701

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額です。

当中間連結会計期間(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)

(単位：千円)

	保育事業	介護事業	I C T事業	その他	全社・消去 (注)	合計
当中間期償却額	—	—	—	—	13,923	13,923
当中間期末残高	—	—	—	—	208,854	208,854

(注) 「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額です。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下とおりです。

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当中間連結会計期間 (2018年6月30日)
1株当たり純資産額	486.35円	493.70円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下とおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2017年1月1日 至 2017年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり中間純利益金額	18.88円	7.35円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	37,763	16,223
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(千円)	37,763	16,223
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,206,800
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	—	7.34円
親会社株主に帰属する中間純利益金額調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	3,220
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数314,363個)。	新株予約権2種類 第4回新株予約権(新株予約権の数1,400個、普通株式140,000株) 第5回新株予約権(新株予約権の数2,500個、普通株式250,000株)

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

当社は、2018年7月2日開催の取締役会において、株式会社東京ライフケア（以下、「東京ライフケア」）の発行済株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。また、2018年7月31日に株式を取得いたしました。

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

名称 : 株式会社東京ライフケア

事業内容 : 保育事業及び介護事業

(2) 企業結合を行った主な理由

東京ライフケアは、東京都台東区において認可保育園2施設及び介護施設1施設の運営を主な事業としており、同社の株式を取得し子会社化することで、事業展開の充実を図るものです。

(3) 企業結合日

2018年7月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金 300,000千円

取得原価 300,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 2,254千円

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年9月25日

株式会社global bridge HOLDINGS
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

小林 昭夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

千葉 達哉

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社global bridge HOLDINGSの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2018年1月1日から2018年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGS及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2018年1月1日から2018年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上